演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(入管法別表第一の二の表の経営・管理の項に掲

この在留資格に該当する活動

該当例としては、俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等。

在留期間

3年、1年、6月、3月又は30日

※ 在留資格「興行」に係る「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」及び「出入国管理及び難民認定 法施行規則」の一部が改正され、令和5年8月1日に施行されました。改正の概要については<u>ごちら</u>(令和5年11月28日更 新)。

提出書類は、日本で行おうとする活動により異なります。以下から御確認ください。

- 1. 外国人の方が、演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏の興行に係る活動を行おうとする場合
 - (1)本邦の公私の機関と締結する契約に基づいて、風営法第2条第1項第3号までに規定する営業を営む施設以外の施設で行われるもの
 - (2)次のいずれかに該当するもの
 - ・我が国の国、地方公共団体の機関又は特殊法人が主催する演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏の興行及び学校教育法に規定する学校、専修学校又は各種学校において行われるもの
 - 文化交流に資する目的で、国、地方公共団体又は独立行政法人の援助を受けて設立された本邦の公私の機関が主催するもの
 - ・外国の情景又は文化を主題として観光客を招致するために、外国人による演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏の興行を常時行っている敷地面積10万平方メートル以上の施設において行われるもの
 - ・客席において飲食物を有償で提供せず、かつ、客の接待をしない施設(営利を目的としない本邦の公私の機関が運営するもの又は客席部分の収容人員が100人以上であるものに限る。)において行われるもの
 - ・当該興行により得られる報酬の額(団体で行う場合は、当該団体が受ける総額)が1日につき50万円以上であり、かつ、30日を超えない期間本邦に在留して行われるもの
 - (3)(1),(2)のいずれにも該当しないもの
- 2. 外国人の方が、演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏の興行以外の興行(スポーツなど)に係る活動を行おうとする場合
- 3. 外国人の方が、次の(1)~(4)のいずれかに該当する芸能活動を行おうとする場合
 - (1)商品又は事業の宣伝に係る活動
 - (2)放送番組(有線放送番組を含む。)又は映画の製作に係る活動
 - (3)商業用写真の撮影に係る活動
 - (4)商業用のレコード、ビデオテープその他の記録媒体に録音又は録画を行う活動

基準1号イ 〈表1〉

		招へい機関区分			
No.	. 提出書類	カテゴリー1		カテゴリー2	
		提出の要否	チェックボックス	提出の 要否	チェックボックス
1	在留資格認定証明書交付申請書	0		0	
2	写真(縦4cm×横3cm) ※申請前6か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。 ※写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請雷の写真欄に貼付してください。	0		0	
3	返信用封筒 ※定形封筒に宛名及び宛先を明記の上、必要な額の郵便切手(簡易書留用)を貼付したもの ※申請結果(在留資格認定証明書等)の返送に使用するものです。	0		0	
4	申請人の経歴書及び活動に係る経歴を証する文書	Δ		0	
5	契約機関の概要を明らかにする次の資料(1) 登記事項証明書(2) 直近の決算書(損益計算書、貸借対照表など)の写し(3) その他契約機関の概要を明らかにする資料	O * 1		0	
6	 興行を行う施設の概要を明らかにする資料 (1) 興行を行う施設が風営法第2条第1項第1号から第3号までに規定する営業を営む施設に該当しないことを申し立てる文書(申立書) ※申立書に関しては、地方出入国在留管理官署において、用紙を用意しています。また、出入国在留管理庁のホームページから取得することもできます。 (2) その他施設の概要を明らかにする資料(営業許可書の写し、施設の図面、施設の写真など) 	(1)○ (2)△		0	
7	興行に係る契約書の写し ※興行契約書のほか、契約機関と出演施設を運営する機関との出演に関する契約書等も含みます。興行場法施設を利用する場合 には使用承諾書等の写しを提出してください。	· \(\triangle \)		0	
8	申請人の日本での具体的な活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書 ※雇用契約書又は出演承諾書等の写し若しくはこれに準ずる文書の写しを提出してください。	Δ		0	
9	 契約機関に係る次の資料 (1)契約機関の経営者(又は管理者)及び常勤の職員の名簿 ※契約機関が複数の事業を行っている場合、経営者及び外国人の興行に係る業務に従事している常勤職員のみの記載で差し支えありません。 (2)契約機関の経営者(又は管理者)が興行に係る業務を通算して3年以上経験していることを証する資料(※2) (3)契約機関の経営者及び常勤の職員が入管法第7条第1項第2号の基準を定める省令の「興行」の項の下欄第1号イ(2)に掲げる者のいずれにも該当していないことを申し立てる文書(申立書) (4)契約機関が過去3年間に締結した契約に基づいて興行の在留資格をもって在留する外国人に対して支払義務を負う報酬の全額を支払っていることを申し立てる文書(申立書) ※申立書に関しては、地方出入国在留管理官署において、用紙を用意しています。また、出入国在留管理庁のホームページから取得することもできます。 	(1)(3) (4)○ (2)△ ※1		0	
10	その他参考となる資料 (1) 滞在日程表 (2) 公演日程表、公演内容を知らせる広告・チラシ等、公演内容がわかる資料	0		0	

△は省略可

- ※1 前回から変更がない場合は省略可※2 他の提出資料で確認できる場合は提出不要

基準1号口 〈表2〉

No.	提出書類	提出の要否	チェック ボックス
1	在留資格認定証明書交付申請書	0	
2	写真(縦4cm×横3cm) ※申請前6か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。 ※写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付してください。	0	
3	返信用封筒 ※定形封筒に宛名及び宛先を明記の上、必要な額の郵便切手(簡易書留用)を貼付した もの ※申請結果(在留資格認定証明書等)の返送に使用するものです。	0	
4	申請人の経歴書及び活動に係る経歴を証する文書	0	
5	招へい機関に係る次の資料 (1)登記事項証明書 (2)直近の決算書(損益計算書,貸借対照表など)の写し 1通 (3)その他招へい機関の概要を明らかにする資料 適宜 (4)従業員名簿	0	
6	興行を行う施設の概要を明らかにする資料 (1) 営業許可書の写し (2) 施設の図面(間取りなどが記載されているもの) (3) 施設の写真(客席、控室、外観など)	0	
7	興行に係る契約書の写し ※興行契約書のほか、契約機関と出演施設を運営する機関との出演に関する契約書等も 含みます。招へい機関が当該興行を請け負っている際は、請負契約書の写しを、また、 興行場法施設を利用する場合には使用承諾書等の写しを提出してください。	0	
8	申請人の日本での具体的な活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書 ※雇用契約書又は出演承諾書等の写し若しくはこれに準ずる文書の写しを提出してください。	0	
9	その他参考となる資料 滞在日程表・興行日程表・興行内容を知らせる広告・チラシ等	Δ	

基準1号八 〈表3〉

No.	提出書類	提出の要否	チェック ボックス
1	在留資格認定証明書交付申請書	0	
2	写真(縦4cm×横3cm) ※申請前6か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。 ※写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付してください。	0	
3	返信用封筒 ※定形封筒に宛名及び宛先を明記の上、必要な額の郵便切手(簡易書留用)を貼付したもの ※申請結果(在留資格認定証明書等)の返送に使用するものです。	0	
4	申請人の経歴歯及び活動に係る経歴を証する文書	0	
5	契約機関に係る次の資料 (1) 登記事項証明書 (2) 直近の決算書(損益計算書、貸借対照表など)の写し (3) その他契約機関の概要を明らかにする資料	0	
6	興行を行う施設の概要を明らかにする資料 (1) 営業許可書の写し (2) 施設の図面 (間取りなどが記載されているもの) (3) 施設の写真 (客席、控室、外観など)	0	
7	興行に係る契約書の写し ※興行契約書のほか、契約機関と出演施設を運営する機関との出演に関する契約書等も含みます。	0	
8	申請人の日本での具体的な活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書 ※特に報酬を証する文書については、報酬の支払時期や支払い方法を明示し、また、報酬から控除される費用や報酬受領後に支払うべき費用が予定されている場合には、その額及び算定根拠を明示した文書を提出してください。	0	
9	 興行契約に基づいて演劇等の興行に係る活動を行おうとするときは、次に掲げる資料 (1)契約機関の経営者(又は管理者)及び常勤の職員(5名以上雇用していることが必要)の名簿 (2)契約機関の経営者(又は管理者)が興行に係る業務を通算して3年以上経験していることを証する資料 (3)申立書(契約機関の経営者及び常勤の職員が入管法第7条第1項第2号の基準を定める省令の「興行」の項の下欄第1号八(2)(iii)に掲げる者のいずれにも該当していないことを申し立てる文書)※申立書に関しては、地方出入国在留管理官署において、用紙を用意しています。また、出入国在留管理庁のホームページから取得することもできます。 (4)契約機関が過去3年間に締結した興行契約に基づいて興行の在留資格をもって在留する外国人に対して支払義務を負う報酬の全額を支払っていることを証する次のいずれかの文書	°2 O	,
10	出演施設を運営する機関の次に掲げる資料 (1) 登記事項証明書 (2) 直近の決算書(損益計算書、貸借対照表など)の写し (3) その他運営機関の概要を明らかにする資料 (4) 運営機関の経営者及び出演施設に係る業務に従事する常動の職員(5名以上雇用していることが必要)の名簿 (5) 申立書(運営機関の経営者及び常動の職員が入管法第7条第1項第2号の基準を定める省令の「興行」の項の下欄第1号八(3)(vi)に掲げる者のいずれにも該当していないことを申し立てる文書) ※申立書に関しては、地方出入国在留管理官署において、用紙を用意しています。また、出入国在留管理庁のホームページから取得することもできます。	0	
11	その他参考となる資料 滞在日程表・公演日程表・公演内容を知らせる広告・チラシ等	.l_	

基準3号 〈表5〉

No.	- 提出書類	提出の 要否	チェックボックス
1	在留資格認定証明書交付申請書	0	
2	写真(縦4cm×横3cm) ※申請前6か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。 ※写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付してください。	0	
3	返信用封筒 ※定形封筒に宛名及び宛先を明記の上、必要な額の郵便切手(簡易書留用)を 貼付したもの ※申請結果(在留資格認定証明書等)の返送に使用するものです。	0	
4	申請人の芸能活動上の実績を証する資料 ※所属機関の発行する資格証明書又は経歴証明書、CDジャケット、ポスター、雑誌、新聞の切り抜き等で、芸能活動上の実績を証するもの	0	
5	次のいずれかで、申請人の日本での具体的な活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書 (1)雇用契約書の写し (2)出演承諾書の写し (3)上記(1)又は(2)に準ずる文書	0	
6	受入れ機関の概要を明らかにする次の資料 (1)登記事項証明書 (2)直近の決算書(損益計算書、貸借対照表など)の写し (3)従業員名簿 (4)案内書(パンフレット等) (5)上記(1)~(4)までに準ずる文書	0	
7	その他参考となる資料 滞在日程表・活動日程表・活動内容を知らせる広告・チラシ等	Δ	